

ポーランド週報

(2023年9月28日～2023年10月4日)

令和5年(2023年)10月6日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「法と正義」(PiS)党大会の実施 野党による反「法と正義」(PiS)政権デモ「100万人の心行進」の実施 ラウ外相の人的側面履行会合オープニングセッション参加 ムラルチク外務副大臣とゼヤ米國務次官との会談 ゲルヴェル外務次官のEU非公式外相会合出席 ドゥダ大統領のウクライナ情勢に関する首脳電話会議参加 ビザ・スキャンダルを巡る動き 陸軍部隊の強化 国家安全保障局長官のスピーチ								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ベラルーシとの国境を遮断後、密航業者が EU への新たなルートを探るか 刑法改正に関する法務省発表 ウクライナ情勢がポーランドの治安に与える影響に関する世論調査 在トルコ・ポーランド大使館がアンカラで発生したテロを批難 スロバキアとの国境における国境管理の一時再開 国境管理の一時再開に関する世論調査								
経済 金融政策決定会合(RPP)が5.75%の利下げ 児童手当800+に関する記事 ポーランドPMI43.9ポイント 9月のインフレ率8.2%に低下 ポーランドの1人当たりGDPの上昇 韓国の対ポーランド投資 2040年までのポーランドのエネルギー戦略の改定案協議終了 欧州人工知能会議(ECAI)がポーランドで初開催								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治
内 政

「法と正義」(PiS)党大会の実施【10月1日】

10月1日、カトヴィツェにおいて、「安全なポーランド」というテーマを掲げて「法と正義」(PiS)の党大会が開かれ、カチンスキPiS党首兼副首相、ヴィテクPiS副党首兼下院議長、モラヴィエツキPiS副党首兼首相などが出席した。カチンスキPiS党首は、「トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首のシステムは戻ってこない」と述べ、トウスクPO党首が政権に就いていたときには「ポーランドはドイツとロシアに従属させられていた。」と強調した。

野党による反「法と正義」(PiS)政権デモ「100万人の心の行進」の実施【10月1日】

10月1日、ワルシャワにおいて、野党会派「市民連立」(KO)がイニシアティブをとり、反「法と正義」(PiS)政権デモ「100万人の心の行進」(One Million

Hearts March)が実施された。ワルシャワ市は100万人を超える市民がデモに加わったと発表したが、警察はデモに参加した人数の発表を控えた。デモ行進では、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首やチシャスコフスキPO副党首兼ワルシャワ市長のほか、「新左派」のチャジャスティ共同党首とビエドロン共同党首、「第3の道」の政治家たち、コウオジェイチャク「アグロユニオン」党首、オフシャク「Great Orchestra of Christmas Charity」(WOŚP)代表などの姿が見られた。トウスクPO党首は、ポーランドの歴史における転換点が近付いてきていると述べ、「選挙が行われた後にポーランド対ポーランドの戦争を終結させる。」と強調した。また、トウスクPO党首は、デモ行進に集まった群衆を「連帯の第3の波」と呼び、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首については、「憎しみと共に独り残されている。」と述べた。

外交・安全保障

ラウ外相の人的側面履行会合オープニングセッション参加【10月2日】

10月2日、ラウ外相は、ワルシャワで開催された人的側面履行会合のオープニングセッションに参加した。同会合は、欧州安全保障協力機構(OSCE)の議長国である北マケドニアとOSCEの民主制度・人権事務所が主催しており、OSCEにおける人権対話のための最も重要なフォーラムの一つとして、1,000人以上の参加者を集めている。同会合は10月13日まで開催される予定である。

ムラルチク外務副大臣とゼヤ米国務次官との会談【10月2日】

10月2日、ムラルチク外務副大臣は、ゼヤ米国務次官(市民の安全保障・民主主義・人権担当)と会談した。会談では、人権保護・移民・戦争責任における協力について話し合われた。

ゲルヴェル外務次官のEU非公式外相会合出席【10月2日】

10月2日、ゲルヴェル外務次官は、ラウ外相の代理として、キーウで開催されたEU非公式外相会合に出席した。会合の主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略と国際秩序への影響であった。

ドゥダ大統領のウクライナ情勢に関する首脳電話会議参加【10月3日】

10月3日、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領の呼びかけで開催されたウクライナ情勢に関する首脳電話会議に参加した。同会議には、米・日・独・英・仏・伊・加といったG7諸国の首脳と、欧州委員会委員長、欧州理事会議長、NATO事務総長、ルーマニア大統領が参加した。主な議題は、安全保障とウクライナ情勢であり、ウクライナ復興計画についても話し合われた。ドゥダ大統領は、記者に対し、「ポーランドはウクライナを支援する上で重要な国の一つである。」と述べた。

ビザ・スキヤンダルを巡る動き【10月3日】

10月3日、ポーランド外務省ビザ行政を巡る汚職の疑い、いわゆる「ビザ・スキヤンダル」について、欧州議会にて議論された。欧州委員会(EC)のスキナス副委員長は、ECはポーランド当局と「緊密に連絡を取り合っており、ポーランド当局がこれらの違反を真摯に調査し、いかなる不正行為も立証された場合にはそれに対処することを期待している。」と述べた。

陸軍部隊の強化【10月3日】

10月3日、ブワシュチャク国防大臣は、シエドルツェに駐屯する第18機械化師団を訪問し、同師団隷下の4番目の旅団として第18機械化旅団を新編することを明らかにした。新たな旅団の司令部はルベルスキエ県のポニャトヴァに開設される。

国家安全保障局長官のスピーチ【10月3日】

10月3日、シエヴィエラ国家安全保障局(BBN)長官は、ワルシャワ・セキュリティ・フォーラムの開会式において、「西側諸国は、ウクライナを支援し、自

国の能力強化を加速させなければならない。この戦争はおそらく今年も来年も終わらないだろう、そのためウクライナへの支援は極めて重要である。」と述べた。

治 安 等

ベラルーシとの国境を遮断後、密航業者が EU への新たなルートを探るか【9月28日】

9月28日付けポーランド国営通信(PAP)によると、ブラジェイ・ポボジ内務・行政副大臣は、ポーランドがベラルーシからの密航ルートの遮断に成功したため、密航業者がEUへの新たなルートを探し始めたことを明らかにした。

同氏によると、バルカン半島を経由してポーランドに来る移民の数が明らかに増加しているのは、ポーランドがベラルーシの国境に建設しているフェンスが機能していることの証拠である。また、本年初めから同国境で約1,500人の不法移民の数が摘発されており、明らかに例年より増加しているという。

刑法改正に関する法務省発表【9月28日】

法務省は、10月1日から施行される改正刑法について発表した。改正内容うち、強姦、小児性犯罪、犯罪組織による強盗について、最高30年の懲役又は終身刑を導入し、刑罰を強化した。また、最低賃金の上昇を反映し、窃盗等の罰金の上限について、500ズロチ(2018年改正時)から800ズロチに引き上げられた。

ウクライナ情勢がポーランドの治安に与える影響に関する世論調査【9月29日】

9月29日付け PAP によると、世論調査機関「CBOS」が9月に実施した「ウクライナ情勢がポーランドの治安に与える影響」に関する調査では、回答者の64%が「ポーランドの安全を脅かしている」(8月の調査と比較して6%減少)、30%が「脅かしていない」とそれぞれ回答した。

また、ウクライナ難民を受け入れるべきかどうかとの質問については、17%が「間違いなくそう思う」、48%が「どちらかというと思う」、10%が「全くそう思わない」、18%が「どちらかといえばそう思わない」と回答しており、難民受入れを支持するポーランド人の割合は、ロシアによる侵略が始まってから最低水準に達した。一方、回答者の41%が、「自発的かつ無償」による難民支援を支持している。

同調査は、9月4日から同14日までの間、無作為に選ばれたポーランド人1,073人を対象として実施

された。

在トルコ・ポーランド大使館がアンカラで発生したテロを批難【10月1日】

在トルコ・ポーランド大使館は、10月1日にトルコの首都アンカラで発生したテロの実行犯を批難する声明を発表した。声明では、「アンカラで発生したテロ攻撃に関し、我々は深く悲しんでいる。実行犯を断固として批難する」、「負傷者の早期回復を願う」とした。

アンカラの内務省付近で発生したテロでは、実行犯2人のうち1人が自爆し、残る1人が警察との銃撃戦で死亡したほか、警察官2人が負傷した。

スロバキアとの国境における国境管理の一時再開【10月3日】

10月3日、カミンスキ内務・行政大臣及びプラガ国境警備隊司令官は、スロバキアとの国境における国境管理の一時再開について発表した。

発表によると、ポーランド政府は、シェンゲン協定に基づき、10月3日深夜から10日間、スロバキアとの国境における国境管理を一時再開する。国境管理は、10日間を過ぎた後も延長される可能性が高く、シェンゲン協定によると、延長期間は20日を越えない範囲で、再開の総期間の上限は2か月間とされる。

今後、内務・行政大臣が国境管理に関する政令を出し、通過可能な検問所や各開通時間を指定するが、現状、スロバキアとの検問所のうち、道路検問所が8か所、鉄道検問所が3か所、歩行者用の検問所が11か所、それぞれ国境管理対象に指定される見込みという。

国境管理の一時再開に関する世論調査【10月4日】

10月4日付けPAPによると、スロバキアとの国境における国境管理の一時再開に関する「IBRIS」の世論調査において、回答者のうち72.8%が再開に賛成していることが明らかになった。残る回答者のうち、16.9%が再開に反対し、10.3%がどちらでもないとした。

同調査は、9月29日と30日に、1,100人を対象として実施された。

経 済

経済政策

金融政策決定会合(RPP)が5.75%の利下げ【4日】

RPPは基準金利を5.75%に引き下げた。この金

利引き下げは、物価が全般的に下落しているデフレ経済環境に対応するため、審議会が経済活動を刺激する措置を講じていることを示している。同審議会はまた、需要の低迷、厳しい経済状況、コスト圧力がインフレを低水準に保つと考え、より慎重で緩やかなアプローチを示唆しており、現在、利下げサイクルに入っていることを示唆している。

児童手当800+に関する記事【5日】

ポーランドにおける児童手当500+プログラムは、2024年には800+になる予定であり、2015年以

降の政府の社会・経済政策の大きな転換を意味する。もともとは出生率を高めるための政策であったが、子どもの貧困を減らすという効果をもたらした。子どもの貧困率は2010年の30%から2020年には15%まで低下し、最終的に100万人近い子どもが貧困から脱却した。他方、本プログラムによって、社会支出はGDPの1%から3%近くまで大幅に増加し、その資金を賄うために、教育、国防等の分野への公的支出が削減された。しかし、GDPの堅調な成長により、財政の不均衡にはつながらなかった。

マクロ経済動向・統計

ポーランドPMI43.9ポイント【3日】

ユーロ圏の購買担当者景気指数(PMI)は43.4ポイント、ポーランドPMIは43.9ポイントと、ともに50ポイントを下回り、景気縮小を示している。他方、米国、ブラジル、日本のPMIは48~50ポイント、世界のPMIは49.1ポイントであるのとは対照的であった。昨年のエネルギー危機の影響が長期化していることが、欧州経済の低迷の大きな要因となっている。しかし、産業不況の重要な要因であった在庫サイクルが徐々に好転していることなど、改善の兆しが見られ、2024年初頭の産業回復にプラスのシグナルとなるとみられている。

9月のインフレ率8.2%に低下【3日】

9月のインフレ率が大幅に低下し、前月比でも物価が下落した。前年同月比の消費者物価上昇率は8月の10.1%から9月は8.2%に低下した。物価全体が前月比で下落したのは18ヵ月ぶりのことで、政府による価格調整の影響を受けたものとみられている。こうした人為的な価格調整は、商品価格の下落やインフレ期待の低下といった世界的な要因とともに、インフレ水準の低下への緩やかなシフトを示しており、インフレ率をこのまま5~10%まで引き下げ

ることは容易かもしれないが、2~3%までさらに引き下げることは困難と予想されている。

ポーランドの1人当たりGDPの上昇【4日】

欧州委員会によると、ポーランドの富裕度は2023年にはEU平均の78%に達する。「法と正義」(PiS)が政権を担当した8年間で、ポーランドの富の水準は9%上昇したのに対し、市民プラットフォームと農民党との連立政権8年間では15%であったという指標もある。EU加盟後、ポーランドの経済成長率はEU平均の約2倍、ユーロ圏諸国の約3倍となった。

韓国の対ポーランド投資【4日】

ポーランド市場への直接外国投資(FDI)は1.2兆ズロチに上るが、その中で、韓国の投資増が顕著であった。2022年末、韓国企業の投資額は305億ズロチに達し、わずか1年以内で120億ズロチ近く増加した。韓国投資は、ヴロツワフ近郊にある電気自動車用バッテリー工場やLGエナジー・ソリューションの昨年売上高400億ズロチにより、韓国は、ポーランドにとっての最重要投資国の一国となった。

エネルギー・環境

2040年までのポーランドのエネルギー戦略の改定案協議終了【3日】

当地ジェチポスポリタ紙によると、2040年までのポーランドのエネルギー戦略(PEP2040)の改定案に関する初期協議は終了したが、採択はまだ保留されていて政府に承認されていない。一部の閣僚が、同案はあまりにも急進的で石炭からの脱却計画が早すぎると指摘しており、その結果、気候・環境省は改定計画を撤回し、6月にいわゆる事前協議が開始された。その後、当該戦略には技術の更なる多様化と輸入燃料供給の多様化を通じてエネルギー安全保障の強化に向けた課題の他、再生可能エネルギー源(RES)の開発の加速、原子力エネルギー

(大規模な原子力発電所及び小型モジュール炉のような新技術)の導入、エネルギー効率の改善などが盛り込まれることになった。自動化ネットワークインフラの建設、エネルギー貯蔵施設の開発、プロシューマー向け貯蔵施設も考慮される。

改定案によると、ポーランドのエネルギー分野は、7,260億ズロチ以上相当のグリーンエネルギー移行を行うこととなっており、うち86%はゼロ・エミッション投資、風力発電、太陽光発電、原子力発電に充てられる。現在ポーランドのエネルギー生産の77%を担っている石炭は、2040年にはわずか8%となる。改定案では、電源別のエネルギー生産量の想定が変更され、新しい想定によるとポーランドは7年

後に電力需要のほぼ47%を陸上・海上の風力と太陽光でまかなうこととなる(2022年では17%)。原子力は2035年に登場し、ほぼ10%の電力需要を満たすと予想されている。2040年には、RESが50.8%、原子力発電が22.6%のシェアを占める見込み。一方、石炭のシェアは8%(前回の戦略では11.

3%)となる。

一部の政府代表は、これらの想定はまだ急進的すぎると考えているため、気候・環境省は現在、この改定案は包括的なPEP2040の更新に向けた更なる作業の出発点に過ぎないと説明している。

科学技術

欧州人工知能会議(ECAI)がポーランドで初開催【4日】

9月30日から10月4日にクラクフのヤゲロン大学において、欧州人工知能会議(ECAI)が開催された。同会議は2年に1度開催される人工知能(AI)分野のトップレベルの専門家が一堂に会するものであり、40年以上の歴史を持ち、ポーランドでは初めて開催さ

れた。合計30のワークショップとチュートリアル・セッションが開催され、付随して、若手研究者向けのセッションも開催される。また、クラクフ・テクノロジー・パークの協力のもと、産業セッションも開催され、このイベントのスポンサーである急成長中の11のAI主導型企業がそれぞれの取組を発表した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあ

らかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されて

います。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～11月26日（日）】
ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław
詳細：<https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

【予定】金曜映画上映会「日日は好日」【10月27日（金）17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、金曜映画上映会「日日は好日」が開催されます（日本語音声、ポーランド語字幕）。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)